

重点分野雇用創造事業の拡充に関するQ A

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

（基金の造成）

- 1 今般追加交付される交付金は、年度内に基金に積み増さなければいけないのか。
⇒ 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費使用による措置であるため、年度内に交付決定することとなる。したがって都道府県においても平成22年度内に基金に積み増すことが必要となる。

（交付金の使途）

- 2 追加交付される交付金の交付限度額の提示内容如何。
⇒ 交付限度額は、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業の使途制限枠は設けず、いずれの事業の実施にも充てることを可能とする。
ただし、パーソナル・サポート・モデル事業分のみ使途を限定して提示する（関係道府県のみ）。

（交付金の使途）

- 3 既に交付されている重点分野雇用創造事業分の交付金の使途如何。
⇒ これまで、重点分野雇用創造事業及び地域人材育成事業ごとに、それぞれ交付金の使途を限定して事業執行を求めていたところであるが、今後追加交付する交付金も含めて、使途制限枠は設けず、財源の別を撤廃することとする。
当該取扱としたことを踏まえ、今年度中のより積極的な事業運営を図ることとされたい。

（交付金の使途）

- 4 介護雇用プログラム分の使途制限の取扱い如何。
⇒ 今後追加交付する交付金については、介護雇用プログラムに係る使途制限枠は設けませんが、既に提示している介護雇用プログラム分の使途制限については、引き続き、交付額を定数（250万円）で除した人数を雇用創出の目安数とした事業実施に配慮されたい。
なお、平成22年度の事業計画額及び平成23年度の事業計画の予定額（平成22年度の事業計画額と同等程度の額）を確保した上で、従来から提示している介護雇用プログラム提示額との差分が生じる場合、これを重点分野雇用創造事業内の他の事業に充てることを可能とする。

(交付金の使途)

5 今後追加交付する交付金の使途については、未就職者卒業者を含む若年者を対象とする事業及び介護・医療分野における事業の実施に限られるのか。また、それぞれの雇用創出数の目安は示されるのか。

⇒ 「経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、若年者を中心とした雇用対策や医療・介護分野などの成長分野を中心とした雇用創造・人材育成に重点的に取り組むこととされているものであるが、各地域の実情や必要性に応じて、これら以外の分野の事業を実施することは差し支えない。また、若年者、医療・介護分野の雇用創出数の目安を示すことは考えていない。

(事業実施期間)

6 重点分野雇用創造事業を平成23年度に実施することは可能か。

⇒ 今回の積増しは、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費使用による措置であるため、既に交付した交付金とともに、原則として年度内に実施することが必要となる。ただし、平成22年度中に事業計画を策定した事業に限り、平成23年度における実施を可能とする。

よって、平成23年度において実施される事業については、平成23年3月31日までに厚生労働大臣あてに事業計画書を提出されたものに限り事業実施を可能とし、平成23年4月1日以降の追加事業は認めないこととする。

【事業計画書の提出時期と23年度実施の関係】

平成22年度	平成23年度	23年度実施の可否
▲		○
	▲	○
		×

▲ : 事業計画書の提出

: 事業実施期間

(未就職者卒業者を対象とする事業 対象分野)

7 未就職者卒業者を対象とする事業の分野設定如何。

⇒ 未就職者卒業者(卒業後3年程度以内の者を含む。)を対象として実施する事業に限り、重点分野雇用創造事業において設定されている重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の6分野及び地域人材育成事業において各都道府県が追加設定する4分野)によらず実施することを可能とする。

(若年者を対象とする事業 労働者の募集)

8 若年者(40歳未満)に限定した事業を実施することは可能か。

⇒ 可能である。重点分野雇用創造事業により、若年者(40歳未満)を対象として雇用機会の創出や人材育成を図る事業を実施する場合には、雇用対策法に基づく年齢制限禁止の例外となる「特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用を促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき(特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。)」(雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号二)に該当するものと位置づけることとしたところである。

なお、事業計画の立案の際には、基金事業による従事経験が本人のキャリア形成に資するものとなるよう、単純な作業が多い事業は極力避ける等職業能力開発上の配慮が必要と考える。

(若年者を対象とする事業 労働者の募集)

9 若年者に限定した事業を実施する場合の対象年齢の設定は、各事業ごとに異なってもよいのか。

⇒ 40歳未満の範囲で、事業ごとの性格に応じた対象年齢を設定することは可能であるが、より多くの求職者に応募の機会を付与する観点から、未就職卒業者を対象とする事業を除き、できるだけ対象年齢の幅を広く設定するよう努めていただきたい。

なお、未就職卒業者を対象とする事業について、これまで同様、上限年齢を設定せずに、「卒業後〇年以内の者」のような募集の仕方を行うことも当然可能である。

(若年者を対象とする事業 雇用期間)

10 若年者を対象とする事業における雇用期間の考え方如何。

⇒ 重点分野雇用創造事業における雇用期間は1年以内、更新不可としているところであるが、若年者を対象とする事業については、平成22年度中から雇用を開始し平成23年度においても継続して雇用される場合に限り、1回の更新を可能とし、その雇用期間を平成23年度末まで延長することができる。

(若年者を対象とする事業 雇用期間)

11 若年者を対象とする事業において雇用契約を更新して1年以上の雇用が可能となったことに伴い、若年者が複数の基金事業に重ねて就く場合、通算した雇用期間が1年以上となることも認められるのか。

⇒ 不可。雇用契約を更新し、平成23年度末までの延長を可能とする趣旨は、雇用期間が短い基金事業を複数経験することを助長するためではなく、あくまで一事業所で、より長期に雇用されることにより、事業終了後の継続雇用の可能性が高まることを期待したものである。

(未就職卒業者を対象とする事業)

12 未就職卒業者を対象とする事業のモデル事業として挙げられている「京都ジョブパークモデル」とはどのような事業なのか。また、同様の運営形態により事業を実施する必要があるのか。

⇒ 京都府では、重点分野雇用創造事業を活用し、京都市、商工会議所及び大学の連携のもと、地元企業における実践研修等を通じた人材育成により大卒・高卒の未就職者の就労を支援する事業を展開している。このように地域における関係者間の連携により人材育成の事業効果を高めようとする取組を、いわゆる「京都ジョブパークモデル」と称している。

こうした事例も参考に、各地方公共団体において、地域の関係者とも連携しながら、未就職卒業者を対象として、働きながら経験や技術等を習得させる事業を積極的に展開されたい。